

## 婚礼司会サービス申込書

私たちは、本書をもって、★★★株式会社に対して、約款の条項を内容とした婚礼司会業務に関する契約の締結を申し込みます。

令和 年 月 日

ご署名)

署

お客様情報	新郎氏名	新婦氏名	カガナ:
	連絡先住所		
	電話番号	E-mail	
	婚礼開始時間	開始時間	
申込サービスの種類	婚礼司会業務	金	円(税別)
備考欄			

## 約款

本約款は★★★株式会社(以下、「★★★」といいます)がお客様との間で婚礼司会業務についての契約を締結するに当たり、婚礼司会業務が相互信頼の下で円滑に提供されることを目的として作成されたものであり、お客様は必ず契約締結前にお読みください。ご不明な点やご意見がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

### 第1条【契約の成立と業務の骨子】

- 婚礼司会業務(以下、「司会業務」といいます)についての契約は、お客様が上記「婚礼司会サービス申込書」に署名し、かつ司会業務に係る料金(以下、「司会料金」といいます)を次条第1項に規定する方法でお支払いされた時点で成立するものとし、★★★は契約成立後に司会業務及びそれに伴う業務の提供を開始します。
- 司会業務とは、★★★がお客様の挙式・披露宴等(以下、「披露宴等」といいます)にて婚礼日当日の司会を行うことを骨子とし、その準備業務も含めたものを指します。なお、司会業務に係る事前打ち合わせは●回目までは無償ですが、★★★の事情による場合を除き●回目以降は1回1時間あたり●円をお支払いいただきます。
- 司会料金は、申込書の種類によって異なります。
- 司会業務の提供中に、火災・地震・暴風雨・暴落・暴行・暴動等が発生した場合、お客様は来賓者の氏名や当日のドレス・メイクアップ等に関する事前打ち合わせの記録で★★★にお伝えください。
- ★★★は司会業務を提供する司会者を任意に選定及び変更することができます。

### 第2条【司会料金の支払い期日】

- お客様は、司会業務のお申し込みから●日以内に、下記の金融機関口座に司会料金を振り込む方法でお支払いください。なお、振込手数料はお客様にてご負担をお願い致します。また、期限までにお振り込みがない場合には、★★★の判断でお申し込みを無効とする場合があります。  
●銀行 ●支店(店番●) (普通) ●★★★株式会社
- 婚礼日当日に発生した費用については、★★★より改めて請求書を発行いたしますので、指定の期日までに請求書の方法をもってお支払いください。振込手数料はお客様にてご負担をお願い致します。

### 第3条【お客様による解約・日程変更】

- 司会業務の契約成立後にお客様の都合で解約された場合は、解約のタイミングに則して、以下の解約料をお支払いいただきます。なお「実費」とは、解約時点で負担済みの交通費等実際に発生した損害を指し、複数の条項に該当する場合には番号が大きな条項が適用されるものとし

- |                             |                     |
|-----------------------------|---------------------|
| ① 契約成立日から事前打ち合わせ実施前までの間の解約  | 発生しない               |
| ② 事前打ち合わせ実施から婚礼日の●日前までの間の解約 | 解約時司会料金(税込)の●% + 実費 |
| ③ 婚礼日の●日前から前日までの間の解約        | 同●% + 実費            |
| ④ 婚礼日当日の解約                  | 同100%               |
- 2 司会業務の契約成立後にお客様のご都合により司会業務提供日を変更する場合には、日程変更のタイミングに応じて前項の解約料相当額をお支払いいただきます。変更後の司会料金に充当いたします。また、キャンセルに解約される場合には解約料に充当いたします。
- 3 本約款第2条第2項に規定する費用は、お客様のご都合により一度決定した変更会費(披露宴等会場側)と併せて発生した場合に限り、司会業務の提供が中止された場合に限りは別添で司会料金等の変更をお願いする場合がございます。

### 第4条【披露宴等会場での事故・盗難】

- 披露宴等会場において、お客様側の管理下で発生した事故・盗難につきましては、★★★の故意又は重大な過失がある場合を除き、★★★は一切の責任を負いませんので十分ご注意ください。
- 披露宴等会場側の責に帰すべき事情により発生した事故(婚礼日当日のみならず、事前の会場の閉館、営業停止等も含む)について★★★は一切の責任を負いませんのでご了承ください。

### 第5条【交通費及び移動の取り扱い】

本約款第2条第2項に規定する費用は、お客様のご都合により一度決定した変更会費(披露宴等会場側)と併せて発生した場合に限り、お客様のご都合により一度決定した変更会費(披露宴等会場側)と併せて発生した場合に限りは別添で交通費等の追加料金をお客様からお振込みいただけます。なお、交通費の追加料金は別添に記載のとおりです。

### 第6条【★★★による解約】

- ★★★は、以下の場合には、お客様との契約を自らの判断により解約させていただきます。
- お客様が指定暴力団・暴力団員・暴力団関係団体等いわゆる反社会的勢力の関係者であることが判明した場合、その他法令及び公序良俗違反のおそれがある場合
  - 他のお客様に迷惑のかかるおそれがある場合
  - 披露宴等会場から司会業務の提供を拒否された場合
  - お客様の要望があまりに細かい等の事情により、合理的に判断して司会業務を提供できないと判断した場合
- ★★★は、上記のいずれかの事由によりお客様に損害が発生した場合、お客様がその損害を賠償し、かつ、その損害の賠償を拒否した場合は、お客様が所定の解約料をご負担いただきます。

### 第7条【第三者委託】

★★★は本契約に基づく司会業務を提供するにあたり、任意に第三者に全部または一部の業務を委託することができるものとします。

### 第8条【損害賠償】

★★★は、自らの故意又は重大な過失によってお客様に損害を与えた場合には、その損害を賠償いたします。ただし、賠償額の上限は司会料金の金額を上限とさせていただきます。

### 第9条【個人情報の取り扱い】

- お客様の個人情報は★★★によって厳重かつ適正に管理いたします。又、以下の目的以外には利用いたしません。
- 司会業務の提供に関するお客様への各種ご連絡及びイベントなどのお知らせ
  - 司会業務の提供に必要な範囲での披露宴等会場、婚礼プランナーなど指定業者との連絡、協議(本号の限りにおいて指定業者に必要な個人情報を開示します)
  - 事前にお客様の同意を得た上での、雑誌その他広告媒体への写真、映像、お名前及び年齢等の掲載
  - 警察、税務署、裁判所などの公的機関からの法令に基づく権限の行使による開示請求への対応

### 第10条【非常時の対応】

本約款第2条第2項に規定する費用は、お客様のご都合により一度決定した変更会費(披露宴等会場側)と併せて発生した場合に限りは別添で交通費等の追加料金をお客様からお振込みいただけます。なお、交通費の追加料金は別添に記載のとおりです。

★★★は、自らの故意又は重大な過失によってお客様に損害を与えた場合には、その損害を賠償いたします。ただし、賠償額の上限は司会料金の金額を上限とさせていただきます。

★★★は、本約款第2条第2項に規定する費用は、お客様のご都合により一度決定した変更会費(披露宴等会場側)と併せて発生した場合に限りは別添で交通費等の追加料金をお客様からお振込みいただけます。なお、交通費の追加料金は別添に記載のとおりです。